

無店舗取次店営業者の皆様へ

〔 遵守事項についてのお知らせ 〕

高知市保健所 生活食品課
令和5年12月13日
電話 088-822-0588

1 業種ごとの分類

・クリーニング所



・「洗たく物の処理」を行う

「洗たく物の処理」とは、選別、洗たく、乾燥、仕上げ等の全部又はその一部を行うものです。【S32.11.6 衛環発第63号】

・取次ぎのみを行う

「取次ぎのみを行う」とは、洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることです。

・無店舗取次店



「無店舗取次店」とは、クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡をすることを営業しようとする車両を用いた店舗です。【法第5条第2項】

2 禁止事項

営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはなりません。

【法第3条第1項】

3 営業者の衛生措置等 【法第3条第3項】

- (1) 業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと
- (2) 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わつたものと終わらないものに区分しておくこと

4 指定洗濯物を取り扱う場合 【法第3条第3項第5号】

- (1) 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのある「指定洗濯物」を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分すること。

5 指定洗濯物とは

「指定洗濯物」とは、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないもののことです。

【省令第1条】

- (1) 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- (2) 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- (3) おむつ、パンツその他これらに類するもの
- (4) 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- (5) 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

法 : クリーニング業法
省令 : クリーニング業法施行規則

6 利用者に対する説明・苦情申出先の明示

- (1) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければなりません。【法第3条の2第1項】
- (2) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、利用者に対し、苦情の申出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号を記載した書面を配布することにより、苦情の申出先を明示しなければなりません。【法第3条の2第2項、省令第1条の2第2号】

7 業務従事者に対する講習 【法第8条の3、省令第10条の3】

- (1) 営業者は、無店舗取次店の営業開始の日から1年以内に、当該無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数を生じたときは、その端数を1として計算する。）の者を選び、その者に対し都道府県知事が指定した「クリーニング業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習」を受けさせなければなりません。
- (2) 営業者は、(1)の講習を受けさせた後は、3年を超えない期間ごとに(1)と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせる必要があります。

8 届出 【法第5条第3項、法第5条の3第2項、省令第1条の3第3項、省令第2条の2、省令第2条の3、省令第2条の4、省令第2条の5】

以下の場合には届出が必要です。詳しくは「クリーニング業の届出の手引（高知市）」を参照ください。

- (1) 無店舗取次店営業届で届出した事項に変更が生じたとき

ア 無店舗取次店の名称

イ 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所

ウ 営業区域

エ 業務用車両の構造の概要

オ 営業者の氏名、本籍、住所、電話番号（法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の職・氏名）

カ 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名

キ 従事者数

ク 指定洗濯物の取扱いの有無

注 次の場合は変更届ではなく、事前に届出が必要です。

(1) 譲渡・相続・合併・分割のいずれにも該当せず、営業者が代わる場合

(2) 業務用車両そのものを追加・変更する場合

- (2) 営業を廃止したとき

- (3) 譲渡、相続、合併、分割のいずれかにより、無店舗取次店営業者の地位を承継したとき